

令和 4 年

第 1 回飯館村農業委員会定例総会  
会議録

(令和 4 年 1 月 21 日)

飯館村農業委員会

## 令和4年第1回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和4年1月21日（金）					
招集場所	ビレッジハウス ルーム1・2					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和4年1月21日 午後1時30分		閉会 令和4年1月21日 午後2時15分			
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員  出席委員 7名 欠席委員 0名  ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	赤石澤忠則	○	2	嶋原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	3番 原田直志			4番 中川喜昭		
職務出席者	事務局長 三瓶 真 事務局次長 渡部誉典			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和4年第1回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	欠席
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	伊東一治	関 沢	
4	高橋喜一	小 宮	議案第1号
5	濱名時夫	八木沢・芦原	議案第3号-2
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	欠席
8	佐藤隆男	飯樋町	
9	渡邊文夫	前田・八和木	
10	三瓶政美	大久保・外内	
11	新妻幹男	蕨 平	議案第3号-4
12	林 吉安	白 石	
13	細杉朝雄	前 田	欠席

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名委員の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 1 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 2 号

飯館農業振興地域整備計画の変更（編入）に関する意見について

日程第 6 議案第 3 号

飯館農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する意見について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和4年第1回飯館村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 改めまして、新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いを申し上げます。1月に入り、新型コロナウイルスの感染確率が高く、感染拡大がかなり進んでいる状況にあります。これを踏まえ、本会議も感染防止のため、スムーズな運営に努めたいと思います。昨日、区長会の会議があり、飯館村の農産物の新たな流通についての話があり、販路の拡大などについて話し合われたという事で、大変喜ばしいことであると感じております。この件については後程、全体会議でも話し合えればと思います。以上です。

○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員7名、定足数に達しています。よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。  
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。

日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。

会議規則第22条の規定により、3番 原田直志 委員、  
4番 中川喜昭 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定  
します。

○日程第4 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議 長) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
を議題といたします。

議 長) それでは、議案第1号について、事務局より概要説明を  
いたさせます。

事務局) それでは、議案第1号を(議案の通り)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進員)高橋喜一 が報告します。  
1月12日に申請人に聞き取りを行い、1月13日に事務局立ち  
合いの上で現地確認をしてみました。また、許可申請書等  
については、申請代理人と電話連絡で内容の確認を行いました。申  
請内容につきましては只今の事務局からの説明のとおりであり、  
申請人及び申請代理人からも内容に相違はないと了承を得ており  
ます。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議13:40~13:41)

議 長) 再開します。議案第1号について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありま  
せんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり認めることといたし  
ます。

○日程第5 議案第2号

飯館農業振興地域整備計画の変更（編入）に関する意見について

議 長) 議案第2号 飯館農業振興地域整備計画の変更（編入）に関する意見について を議題とします。

議案が2件あるため、順番に進めます。

本件については、議案の対象農地が複数地区にわたるため、概要説明と、調査による所見を事務局より一括で説明いたさせます。

それでは、議案第2号の1について事務局より概要と、調査による所見の説明をいたさせます。

○ 事務局) それでは、議案第2号の1を（議案のとおり）説明します。

調査の所見でございますが、今回の編入につきましては、対象地区から中山間地域等直接支払制度の活用の際に相談があった場合、制度活用のために農業振興地域整備計画上の農用地区域として位置づけることが要件として求められるため、今回の通り申し出を行ったという状況であります。なお、対象地区の所有者等には制度活用に関しての説明が実施されており、内容について認知済みであります。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

（休議13：45～13：45）

議 長) 再開します。議案第2号の1について、質疑を求めます。

（『質疑なし』の声あり）

○ 議 長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第2号の1について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声あり）

議 長) 異議なしと認め、議案第2号の1は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして、議案第2号の2を議題とします。

本件については、議案第3号の1と関連があるため、合わせて一括で説明いたさせます。

○日程第6 議案第3号

飯館農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する意見について

議長） 議案第3号 飯館農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する意見について を議題とします。  
議案が5件あるため、順番に進めます。  
それでは、議案第3号の1及び議案第2号の2について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局） それでは、議案第3号の1及び議案第2号の2を（議案のとおり）説明します。

議長） 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員） 担当の（農業委員）鳴原新一 が報告します。  
長泥地区における農業基盤強化促進事業の計画見直しによる農業振興地域の見直しという事で、事務局の説明内容のとおりで間違いありません。また、基盤整備に伴う換地作業につきましては、行政区役員、地権者代表、水利関係者等で圃場整備検討委員会を発足し、原案の作成、地権者との検討を重ね、昨年12月26日に地権者からの合意をいただきました。また、議案第2号の2の編入対象地における宅地につきましては、これから建物を建てる見込みがないことから、農地にしたいという申し出があったため、対象地域に含まれております。また、議案第3号の1の除外対象地も含めて基盤整備の範囲であるという事で、合わせて総合的な圃場整備であるという位置づけであり、地権者にも納得していただいております。以上です。

議長） 以上の説明がありました。暫時休議します。  
（休議13：53～13：54）

議長） 再開します。議案第3号の1及び議案第2号の2について、質疑を求めます。

（『質疑なし』の声あり）

議長） 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第3号の1及び議案第2号の2について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声あり）



議 長) 異議なしと認め、議案第3号の1及び議案第2号の2は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして、議案第3号の2を議題とします。  
それでは、議案第3号の2について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第3号の2を（議案のとおり）説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

○ 担当委員) 担当の（農地利用最適化推進委員）濱名時夫 が報告します。  
当議案における対象地につきましては、昨年8月の農業委員会でお諮りしました現況確認申請の対象農地と同じ個所であり、すべて非農地として処理されていることから、今回の申請に至ったという事です。皆さんの審議を仰ぎたいと思います。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
（休議13：56～13：56）

議 長) 再開します。議案第3号の2について、質疑を求めます。  
（『質疑なし』の声あり）

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第3号の2について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
（『異議なし』の声あり）

○ 議 長) 異議なしと認め、議案第3号の2は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして、議案第3号の3を議題とします。  
本件については、議案の対象農地が複数地区にわたるため、概要説明と、調査による所見を事務局より一括で説明いたさせます。  
それでは、議案第3号の3について事務局より概要と、調査による所見の説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案3号の3を（議案のとおり）説明します。  
調査の所見でございますが、設置する対象地周辺において不通話

地域が発生しているため、各事業者が基地局を設置し、それを解消するものであります。本来であれば、農地に電柱、鉄柱を立てることで農地転用が必要となりますが、認定電気通信事業者といわれる携帯電話のキャリア会社などが基地局を設置する場合には、農地法施行規則の29条第16号の転用許可の不要事業の特例に該当するため、今回転用申請をせずに事業を進めています。しかし、今回の9筆においては、設置場所が農用地区域に位置づけられていたため、基地局を設置した場所は農地として活用できなくなること、公益性が高い事業と認められることから、今回の申し出のとおり農用地区域から除外することとなりました。また、今回の対象地の各地権者には、事業者から事業内容の説明はなされており、農地の使用の同意に関してもすべて得られていることも申し添えます。以上です。

- 議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議14:00~14:05)
- 議 長) 再開します。議案第3号の3について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)
- 議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第3号の3について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
(『異議なし』の声あり)
- 議 長) 異議なしと認め、議案第3号の3は原案のとおり可決いたします。
- 議 長) 続きまして、議案第3号の4を議題とします。  
それでは、議案第3号の4について、事務局より概要説明をいたさせます。
- 事務局) それでは、議案第3号の4を(議案のとおり)説明します。
- 議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。
- 担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)新妻幹男 が報告します。  
当議案の内容につきましては、以前より村からの説明を受けており、また、その内容は只今事務局から報告があった通りで間違い

はありません。なお、現地の施設解体状況につきましては、2月  
いっぱい片づくものと思われます。審議のほどをよろしくお願  
いいたします。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議14:09~14:09)

議 長) 再開します。議案第3号の4について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第3号の4について、原案のとおり可決することにご異議あ  
りませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第3号の4は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして、議案第3号の5を議題とします。  
本件については、過去に行った村事業に対しての整合性を図るも  
のであるため、概要説明と、調査による所見を事務局より一括で  
説明いたさせます。それでは、議案第3号の5について事務局よ  
り概要と、調査による所見の説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第3号の5を(議案のとおり)説明します。  
調査の所見でございますが、関根地区の太陽光発電施設の西側に  
おいて、対象地を村が買収し復興整備計画に位置付けて、農道整  
備をしたところでありましたが、買収した対象地が農用区域に  
位置付けられていることがわかりましたため、実態に合わせて対  
象地部分のみ農用区域から除外することとなりました。以上で  
す。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。  
(休議14:12~14:13)

議 長) 再開します。議案第3号の5について、質疑を求めます。  
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。  
議案第3号の5について、原案のとおり可決することにご異議あ  
りませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第3号の5は原案のとおり可決いたします。

○閉会の宣告

議 長) 本日の議事は以上をもって、すべて終了いたしました。

これで令和4年第1回飯館村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和4年1月21日

飯館村農業委員会 会 長

菅野裕一

同 議事録署名委員 3番

原田直志

同 議事録署名委員 4番

中川喜昭